

かつしか 区議会だより

第3回定例会

9月	18日	本会議（一般質問等）
	19日	本会議（一般質問、議案の付託等） 決算審査特別委員会
	20日～25日	常任委員会（保健福祉、建設 環境、文教、総務）
	27日	議会運営委員会
	28日	本会議（議案の議決等）
10月	2日～4日	特別委員会（地方分権・行革、 危機管理対策、都市基盤整備）
	5日～15日	決算審査特別委員会
	17日	議会運営委員会
	18日	本会議（議案の議決等）

【主な内容】 2～4面…一般質問 5～7面…決算特集 8面…可決された議案ほか

NO.212 平成24年（2012年） 11月15日発行 葛飾区議会 〒124-8555 葛飾区立石5-13-1 ☎3695-1111 FAX 5698-1543



奥戸フラワーパークに咲く秋桜（コスモス）

平成23年度決算6件を審査・認定

今回の定例会では、8名の議員から区政一般質問が行なわれたほか、平成23年度一般会計歳入歳出決算をはじめとする区長提出議案等25件、香港の民間活動家らによる尖閣

諸島への不法上陸及び中国船舶の領海侵入に抗議する決議（下欄参照）などの議員提出議案7件が可決されました。このほか、請願1件が採択されました。

可決された決議・意見書（要旨）

今回の定例会では次の決議3件、意見書4件を可決し、関係機関に送付しました。（件名の下の分は意見の分かれた決議です。各会派の賛否は8面に掲載）

香港の民間活動家らによる尖閣諸島への不法上陸及び中国船舶の領海侵入に抗議する決議

去る8月15日に香港の活動家ら14名が、海上保安庁巡視船による警告・制止を振り切って我が国の領海内に侵入し、これら活動家のうち数名が尖閣諸島魚釣島に不法上陸するに至った。また、尖閣諸島は国有化されたが、これに対して中国・国家海洋局所属の船舶による9月14日に発生した我が国領海内への侵入については誠に遺憾であり、嚴重に抗議をする。一方、我が国にとって中国及び香港は幅広い分野で緊密な関係を有し、利益を共有する重要なパートナーであり、感情的な対立や緊張の激化は、決して双方の国益には繋がらない。日本政府においては、尖閣諸島国有化の真意を中国政府に粘り強く説明する一方、尖閣諸島の有効支配を引き続き確たるものとしていくために、警備体制の強化を含め、あらゆる手立てを尽くすことを強く求める。

李明博韓国大統領の竹島上陸及び天皇陛下に対する発言に抗議する決議

去る8月10日に李明博韓国大統領が現職大統領としては初めて竹島に上陸するに至った。また、8月14日には李明博韓国大統領は天皇陛下の韓国を訪問に関して極めて不適切な発言を行った。友好国の国家元首が天皇陛下に対して行う発言として極めて非礼であり、速やかに発言の撤回と謝罪を求める。さらに韓国は、日本政府が提案した領有権問題に関する国際司法裁判所への共同提訴を正式に拒否するに至った。韓国は、我が国にとって経済上も重要な隣国であり、今後も韓国国民とは親密な友誼を結んでいくことが両国の繁栄と安定に繋がるものである。そのためにも、李明博韓国大統領をはじめとする韓国政府が賢明かつ冷静な対応をすること、また、日本政府においては、断固たる決意と毅然とした姿勢で韓国政府に対応し、国際司法裁判所への単独提訴にとどまらず、しかるべき対応を速やかに実施することを強く求める。

米軍人、軍属等の綱紀粛正及び人権教育の見直しを求める決議

去る10月16日午前3時30分ごろ、沖縄本島中部において、米海軍航空基地所属の米兵2名による集団暴行・致傷事件が発生したことが報道され、国民に強い衝撃と大きな不安を与えている。よって葛飾区議会は、人権・生命・財産を守る立場から、次の事項が速やかに実現されるよう強く要請するものである。①被害者への謝罪及び完全な補償に誠意を尽くすこと②米軍人・軍属等の綱紀粛正及び人権教育の見直しを再度行い、その内容を公表すること③その効果や実施状況等についても、今後は公表すること

「脱法ドラッグ」の脱法ハブに対する早急な規制強化等を求める意見書

国会及び政府に対し、次の事項を早急に対応するよう強く求める。①成分構造が類似していれば、一括して薬事法の指定薬物として規制対象にできる「包括指定」を早急に導入すること②指定薬物が麻薬取締官による取り締まりの対象外であることを改め、指定薬物を発見した場合に収去ができること③特に青少年や若者の乱用を防ぐため、薬物教育の徹底を含む未然防止策の強化を図ること

自治体における防災・減災のための事業に対する国の財政支援を求める意見書

政府に対し、橋梁等の道路施設の長寿命化に資する耐震化や維持補修及び架け替え、老朽化した上下水道等の社会資本の更新や維持補修及び防災拠点となる庁舎等の耐震化等による防災機能強化について、補助採択基準の緩和や補助率の引き上げなど国庫補助制度の拡充、交付対象事業の範囲拡大等の財政支援の拡充について検討することを強く求める。

中小企業の成長支援策の拡充を求める意見書

政府に対し、次の事項の実現を強く求める。①環境、健康、医療など新たな成長分野で事業に取り組むこととする中小企業を支援するために、経営支援の強化など、中小企業の成長支援策を拡充すること②地域の中小企業に雇用や仕事を生み出し、内需を創出する活性化策として、老朽化した社会インフラの修繕・補強など、必要な公共事業に対し、一定期間、集中的な投資を行うこと③中小企業の新たな投資を促進し、雇用の維持・創出に資する「国内立地推進事業費補助金」をさらに拡充すること④防災や危機管理の視点からも、電力の安定的な供給体制の構築をめざし、自家発電設備及び省エネルギー機器、デマンド監視装置等の導入、LED等高効率照明の買い替え等を促進するための支援措置を拡充すること⑤中小企業の将来性と事業の継続性を確保するために、学生・若者の雇用マッチング事業を地域単位で強化するなど、優秀な若手人材の確保のための対策を講じること⑥中小企業の持つ技術等、知的財産権の保護・活用がしやすいよう、環境を整備すること

けいれん性発声障害(SD)の周知及び治療環境の整備を求める意見書

政府に対し、次の事項を実施するよう強く求める。①SDの実態調査を実施するとともに、医療機関や学校関係者に病気の周知を行い、社会的認知度を高めること②患者・家族に対する相談及び支援体制を確立すること③ボツリヌストキシン注射が受けやすいよう、財政的な支援を含めた検討を行うこと④遠隔地やへき地でも十分なSDの治療が受けられるよう、環境を整備すること

政治家の寄附は、禁止されています。また、年賀状等時候の挨拶状（答礼のための自筆のものを除く）を出すことも禁止されています。

議員等政治家が、お祭り、親睦旅行会、会合などの行事に寄附や差し入れ等をしたり、お祝い金（出産・新築等）、贈り物（お中元・お歳暮等）をすることは、公職選挙法により罰則をもって禁止されており、要求した人も罰せられます。